

市政担当記者 各位

環境局
港湾空港局
保健医療局

博多港アイランドシティ（ふ頭ゾーン）におけるヒアリの確認について

環境省が令和8年6月5日（金）に実施した調査で採取したアリについて、専門家による同定の結果、外来生物法に基づく要緊急対処特定外来生物ヒアリであることが確認されましたので、お知らせします。

すでに環境省が確認場所周辺に殺虫餌（ベイト剤）を設置する等、防除を開始しており、引き続き環境省の調査及び防除に協力するとともに、今回の確認場所周辺の事業者等に対して必要な情報共有を行ってまいります。

現在のところ、ヒアリは博多港アイランドシティ（ふ頭ゾーン）以外で確認されておらず、健康被害に関する報告はありません。

1 経緯

6/5(金) 令和5年度に博多港アイランドシティ（ふ頭ゾーン）で発見、防除されたヒアリ（2023年11月29日付報道発表）のフォローアップ調査として、環境省が確認地点周辺2km程度の範囲において調査を実施したところ、コンテナヤード外側のフェンス沿いにおいて、ヒアリと疑わしいアリ約300個体が地面を出入りしていることを確認。確認場所周辺に殺虫餌（ベイト剤）を設置。環境省が専門家に同定を依頼。

6/8(月) 環境省から依頼を受けた専門家が、当該アリについてヒアリであることを確認。



今回確認されたヒアリ
(写真：環境省)

[今回ヒアリが確認された場所]

2 発見した場合

ヒアリと思われる個体を発見した場合は、下記までお知らせください。

*ヒアリは攻撃性が強いので、生きた個体を素手で触らないように注意してください。

刺された場合、体質によってはアナフィラキシー・ショックを起こす可能性があります。

環境省 ヒアリ相談ダイヤル 0570-046-110 (9:00~17:00)

<平日 8:45~17:30>

東区生活環境課 電話(092)645-1024 FAX(092)632-8999

博多区生活環境課 電話(092)419-1070 FAX(092)441-5603

中央区生活環境課 電話(092)718-1092 FAX(092)718-1079

南区生活環境課 電話(092)559-5101 FAX(092)561-5360

城南区生活環境課 電話(092)833-4087 FAX(092)822-4095

早良区生活環境課 電話(092)833-4343 FAX(092)841-6687

西区生活環境課 電話(092)895-7054 FAX(092)882-2137

3 本件の問い合わせ先

環境省九州地方環境事務所 野生生物課 電話(096)322-2413

【担当課】

○特定外来生物に関する事：環境局自然共生課 橋爪

TEL：(092)733-5388 FAX：(092)733-5592

○港湾エリアでの対応に関する事：港湾空港局みなと環境政策課 蒲地

TEL：(092)282-7153 FAX：(092)282-7771

○ヒアリによる健康被害に関する事：保健医療局生活衛生課 熊本

TEL：(092)711-4272 FAX：(092)733-5588



環境省報道発表

令和8年6月10日（水）

博多港アイランドシティ（ふ頭ゾーン）における ヒアリの確認について

<福岡県、福岡市同時発表>

1. 令和8年6月5日（金）に博多港アイランドシティ（ふ頭ゾーン）で確認されたアリについて、専門家による同定の結果、要緊急対処特定外来生物のヒアリ (*Solenopsis invicta*) であることが確認されましたので、お知らせします。
2. 本件は、環境省が実施する調査において、ヒアリの働きアリ約 300 個体が確認されたものです。
3. これは今年度4事例目のヒアリ確認事例です。（平成29年6月以降の累計は175事例）

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局
野生生物課外来生物対策室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8344
室 長：中島 治美
室長補佐：田中 里奈
担 当：中口 圭

九州地方環境事務所野生生物課
直 通：096-322-2413
課 長：松木 崇司
専 門 官：上村 清彦

■ 経緯

- 6/5(金) 令和5年度に博多港アイランドシティ(ふ頭ゾーン)で発見、防除されたヒアリ(2023年11月29日付報道発表)(https://www.env.go.jp/press/press_02486.html)のフォローアップ調査として、環境省が確認地点周辺2km程度の範囲において調査を実施したところ、コンテナヤード外側のフェンス沿いにおいて、ヒアリと疑わしいアリ約300個体が地面を出入りしていることを確認。確認場所周辺に殺虫餌(ベイト剤)を設置。環境省が専門家に同定を依頼。
- 6/8(月) 環境省から依頼を受けた専門家が、当該アリについてヒアリであることを確認。

■ 今回確認されたヒアリについて

確認されたアリは、ヒアリの働きアリ約300個体です。

■ 対応状況

福岡県、福岡市等と協力し、発見場所において調査及び防除を実施し、定着防止の取組を進めます。

なお、「ヒアリ類(要緊急対処特定外来生物)に係る対処指針を定める件(令和5年国土交通省・環境省告示第1号)」を踏まえ、九州地方環境事務所から福岡県、福岡市等の関係機関に対して、改めて以下を依頼しています。

- ・ 今回ヒアリの確認があったことから、当該発見場所及びその周辺の点検等を適宜実施すること。
- ・ ヒアリやアカカミアリを含むヒアリ類と疑わしいアリをコンテナや積荷で確認した場合は、密閉等により逸出を防ぎ、速やかに環境省に連絡すること。
- ・ ヒアリ類の疑いがある場合には、外来生物法に基づき、環境省からコンテナや積荷等の移動制限又は移動禁止の命令が出される場合があること及びヒアリ類と同定後には当該コンテナや積荷等の消毒又は廃棄の命令が出される場合があることに留意すること。
- ・ 今後、環境省等が実施する調査に協力すること。

■ (参考) 要緊急対処特定外来生物とは

外来生物法第2条第3項に基づき、「特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるもの」として政令で指定するもの。

■ 疑わしいアリの発見時の対応について

疑わしいアリを発見された方は、以下に留意するようお願いします。

<事業者の皆様へのお願い>

- コンテナ等の開封時等にヒアリやアカカミアリを含むヒアリ類と疑わしいアリを発見した場合、まずは刺激を避けつつ、コンテナ等のどの箇所にもどの程度の生きたアリがいるか等の状況を確認してください。
 - ① アリが少数しかおらず、密閉されたコンテナや積荷内等で逃げ出すおそれのない場合は、市販のスプレー式殺虫剤等でその場で駆除してください。その上で、環境省地方環境事務所等に速やかに連絡し、取扱いについて相談してください。
 - ② 多数の生きたアリの集団がいる(と予想される)場合は、コンテナ等の扉を閉めて、逃げ出さないよう静置してください。その上で、環境省地方環境事務所等に速やかに連絡し、取扱いについて相談してください。コンテナ等の外で確認された場合についても同様に連絡をお願いします。可能であれば、強粘着の布ガムテープ等でコンテナの目張りをするなど、アリが逃げ出さないように対応してください。

詳細については、「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver. 4.2」のP20～25を参照してください。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/file/hiariboujo.pdf>

また、対象事業者がとるべき措置について定めた「ヒアリ類に係る対処指針」に関する情報は以下ウェブサイトの「■ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針について」を参照してください。

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/04_business/index.html

<一般の皆様へのお願い>

- ヒアリの詳しい特徴や注意事項、見つけたときや刺されてしまった場合の対処方法などについては下記を参照してください。
「要緊急対処特定外来生物ヒアリに関する情報」
<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>
- ヒアリやアカカミアリを含むヒアリ類と疑わしいアリを発見した場合や、ヒアリの特徴等の一般的な問合せ、健康被害の問合せ等については、「ヒアリ相談ダイヤル」を御利用ください。
 - ・ 受付日：土日祝を含む毎日(12/29～1/3は除く)
 - ・ 受付日時：午前9時から午後5時
 - ・ ヒアリ相談ダイヤル 0570-046-110

チャットボット(自動会話プログラム)による情報提供や相談受付等も行っています。以下のURLから、24時間、365日御利用いただけます。

「アリーのヒアリ相談チャットボット」

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/05_contact/index.html

